

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量
を実施することについて通知がありました。

令和五年六月三十日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 基準点測量（三級及び四級基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良市鳥見町四丁目地区（一部）
- 三 測量の期間 令和五年六月六日から令和六年二月十六日まで